

実施計画策定事業 (水利施設等保全高度化事業)	事業主体	県 市町村 土地改良区	所管課班 (計) 農村振興課地域計画班 (実) 農村整備課水利施設保全班

①施設計画策定事業

事業の内容

- 1 実施計画の策定
農業用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。
- 2 水管理方法の技術的検討
- 3 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備・管理マニュアルの作成
- 4 その他、地域の水管理上必要となる調査計画等

採択基準

当該事業費が200万円以上であること。
実施計画策定事業の採択期間は、令和7年度までとする。

②機能保全計画策定事業

事業の内容

- 1 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画に必要な当該施設の機能診断を含む）
- 2 1の機能保全計画は次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果
 - イ 施設機能診断（劣化の度合いの測定等）概要及び結果
 - ウ 劣化原因究明のための構造物の監視
 - エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）
- 3 事業実施主体が県である場合は、策定された機能保全計画の内容に関する情報の集約の推進を図るとともに当該情報が国営土地改良事業によって造成された施設又はこれと一連の管理体系化にある施設に係るものについては、地方農政局長に情報提供を行うものとする。

採択基準

末端支配面積が10ha以上であること。
採択期間は令和7年度までとする。

③資産評価データ整備事業

事業の内容

- 1 国で策定した資産評価マニュアル等に基づく資産評価に必要なデータの整理
- 2 土地改良施設台帳の作成。

採択基準

資産評価データ整備事業を行う場合にあっては、土地改良区が管理する土地改良施設（国営・機構営造成施設を除く）を対象とする。
採択期間は令和4年度までとする。

事業主体

都道府県、市町村、土地改良区又は都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、資産評価データ整備事業を実施する場合には、土地改良区、県土地改良事業団体連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会とする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営 団体営	施設計画策定事業	定額				
	機能保全計画策定事業	定額				
	資産評価データ整備事業	定額				